

秋田地方最低賃金審議会
令和4年度第2回 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和4年9月28日(水) 9:55～11:05

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 2名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

<労働者側委員主張>

自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本経済や雇用確保に大きく貢献する基幹産業であることは秋田県内でも同様である。秋田県は人口減少が著しく、少子高齢化が加速しており、自動車産業を支えているのは、そこで働く「人」であり自動車産業を中長期的に維持・向上させ続けるため「付加価値生産性」すなわち「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、意欲・活力を高めていくことが必要不可欠であり、若い活力のある優秀な人材の流出を防ぐためにも特定最低賃金を着実に向上させていく責任が労使ともにある。

<使用者側委員主張>

新型コロナウイルス感染症の拡大の余波は続くと考えられ、従業員に安全な職場環境を提供することに細心の注意が必要。エネルギー消費量の多さ、レアアースの採掘、大量バッテリーの廃棄、電力需要の増加を解決するため問題や課題の全体像をより幅広い視野で捉え、業界内外の幅広い情報源からデータを効果的に収集し意思決定に役立てることが重要である。自動車業界は激変の波にさらされており、最低賃金の引上げは厳しい。

<審議結果>

その後、個別協議(公労会議、公使会議)を行った。結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金について、31円引上げて時間額を938円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明があった。